

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年12月まで

私は、国民年金に加入していなかったが、子供が生まれ将来のことが心配になり加入することとした。その時の私の年齢は35歳を超え60歳までに加入月数が300か月に満たないことから、不足することのないよう、さかのぼって保険料を納付することとし、妻の分と合わせてA区役所B出張所で納付した。納付したのは間違いなく、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に、60歳までの加入月数が老齢年金の受給資格を満たす300か月に満たなかったため、区役所出張所職員と相談し申立期間の保険料を納付したとしており、当時受け取った特例納付の案内ちらしを現在も保管している上、同区役所での職員とのやり取りを具体的に記憶している。

また、申立人は、申立期間以降は転職に伴い厚生年金保険の期間が途切れている1か月が未納となっている以外は国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高いものと考えられる上、納付したとする金額は、申立期間にかかる夫婦二人分の特例納付金額とほぼ一致し、当時の生活状況から判断して、その金額の工面も不自然なところはない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されている期間である上、申立期間は、当時強制加入期間であることから、特例納付を行うことが可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年12月まで

私は、国民年金に加入していなかったが、子供が生まれ将来のことが心配になり加入することとした。その時の夫の年齢は35歳を超え60歳までに加入月数が300か月に満たないことから、不足することのないよう、さかのぼって保険料を納付することとし、私の分も夫と合わせてA区役所B出張所で納付した。納付したのは間違いなく、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の夫は、加入手続時には60歳までの加入月数が老齢年金の受給資格を満たす300か月に満たなかったため、区役所出張所職員と相談し申立期間の保険料を納付し、申立人についても同じ期間の保険料を納付したとしており、当時受け取った特例納付の案内ちらしを現在も保管している上、この時の同区役所での職員とのやり取りを具体的に記憶している。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、納付年月日が確認できる申立期間後2年分の保険料は夫婦同日で納付していることが確認でき、申立期間の保険料も夫婦同日に納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が納付したとする金額は、申立期間にかかる夫婦二人分の特例納付金額とほぼ一致し、当時の生活状況から判断して、その金額の工面も不自然なところはない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されている期間である上、申立期間は、当時強制加入期間であるこ

とから、特例納付を行うことが可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで

申立期間の年金記録について照会したところ、脱退手当金が支払済みになっているとの回答をもらいましたが、私は脱退手当金を請求したことも受給もしていないので、記録を訂正して頂きたいと申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は昭和 35 年 2 月 1 日に全喪し、同日において申立人を含め同僚 5 人が資格喪失となっており、そのうち申立人を含む 4 人は資格喪失日から約 10 か月後の同年 12 月 15 日に脱退手当金が支給されたことになっているものの、当該同僚のうち 1 人は、脱退手当金の制度については聞いたこともないと供述している上、申立人は、在職中から当該事業所の経営状態が悪くなってきていたことを感知していたとしていることを踏まえると、このような状況の中で、申立人は全喪した事業主に受領を含めた委任をしたとは考え難い。

また、同僚 5 人のうち 3 人の被保険者台帳には給付裁定回答日が押印されており、他の 1 人については被保険者台帳の確認はできないが、被保険者名簿に「脱」の表示があるところ、申立人については、被保険者台帳の確認はできない上、被保険者名簿には「脱」の表示が無く、個別に請求したことをうかがわせる事務処理上の記録は見当たらない。

さらに、申立人と古くから親しくしているとする実家の隣人からは「申立人は、当該事業所を退職後、すぐに申立人の父親がいる所で就職し、ここにはいなかった。」との証言もあり、申立人が裁定請求を行うことは困難であるという主張は信用でき、申立人自身が脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間のうち、同年5月から同年11月までの標準報酬月額は、8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和45年12月1日から46年10月1日までの期間について、B社の事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格を45年12月1日に取得し、46年10月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和45年12月から46年9月までの標準報酬月額は、8万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から46年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和42年9月にA社に入社し、48年6月に退職するまで会社に在職していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 調査の過程において、申立期間のうち、昭和45年12月1日から46年10月1日までの期間について、申立人と生年月日が同一かつ同姓同名であり、厚生年金保険の記号番号も同じである厚生年金保険の被保険者記録がB社の被保険者として新たに見付かった。

また、新たに見付かったB社の被保険者名簿には、申立人が勤務していた

A社で元同僚であった4名も記載されており、その元同僚からは「B社は、A社と関係会社であるが、節税対策のために設立されたと記憶しており、籍だけの異動で勤務実態は無く、B社で記録があったとされる期間前から、私共（申立人含む）は継続してA社で勤務していた。」との証言がある。

これらを総合的に判断すると、上記の記録が申立人の記録であり、B社の事業主は、申立人が昭和45年12月1日に被保険者資格を取得し、46年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和45年12月から46年9月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年12月1日について、元同僚等からは「申立人は一度も退職しておらず、他の事業所にも勤務していない。勤務形態も特段の変化はなかった。」との証言がある。

また、A社に係る被保険者台帳をみると、申立人について、昭和45年8月1日に在籍している被保険者を対象とする標準報酬月額算定基礎届に基づく同年10月の定時決定を行った形跡があることから、同年5月から7月までの期間については、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立人の同僚等の「申立人は申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者期間に欠落があるのはおかしい。」との証言から、昭和45年8月から同年12月1日までの期間についても、申立人はA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和45年5月21日から同年12月1日までの標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から同年8月1日まで
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

学校卒業後、A社に入社し、転勤はあったものの、昭和40年11月4日まで在職していた。途中、A社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が抜けていることに納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る在籍証明書及び元上司及び元同僚からの、「申立人はA社B支店の元同僚で、同じ営業職であり、私の部下であった。また、同支店の階上にあった同社の寮で一緒に生活を共にしていた。申立人の次の異動先はC地方であったと記憶している。」との証言から、申立人は申立期間について、A社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、元上司によると、昭和30年代後半、A社のD圏の支店は数支店あったが、社会保険の適用関係は同社本社において一括で行われていたとの証言があり、社会保険事務所が管理している同社B支店で勤務していた元上司及び元同僚の厚生年金保険の記録は、同社本社において継続して適用されていることが確認できることから、申立人が同社本社から同社B支店に異動するにあたり、社会保険の資格の得喪を伴うものではなく、昭和39年1月1日

付で厚生年金保険の資格喪失されている合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人はA社本社及びB支店で担当した営業地域は同一であり、業務内容に変化はなく、同社B支店で営業中に労働災害を起こし入院したと述べており、元上司も申立人の担当営業地域は明確でないものの、労働災害については記憶しており、申立内容に信憑性^{しんぴようせい}が認められる。

これらを総合的に判断すると、昭和39年1月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことにより、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していると考えることが妥当であり、同年1月1日から同年8月1日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年12月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和58年5月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和58年10月から59年9月までの標準報酬月額の記録については、24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月11日から同年9月1日まで
② 昭和58年9月から59年9月まで

私の夫は、昭和57年にA社に就職し、63年9月24日に亡くなるまで継続して厚生年金保険に加入していた。社会保険庁の記録では昭和58年4月11日に資格喪失、同年9月1日に資格取得となっており、厚生年金の期間に空白があることは納得できない。

また、昭和58年9月からの標準報酬月額が、9万8,000円になっているが、給与がこの様な金額であったことは考えられない。記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の記録訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和57年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、58年

4月11日に資格を喪失後、同年9月1日に同社において再度資格を取得しており、同年4月から同年8月までの被保険者記録がない。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人が当該事業所において、申立期間①のうち、昭和58年5月1日から同年9月1日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社において、申立期間①に被保険者期間が欠落している従業員は存在しない上、同事業所からは、「申立期間当時、経理担当者が事業所のお金を使い込む等、社会保険事務についても適切に行っていなかったことが考えられ、申立期間①に係る申立人の資格得喪届の筆跡もこの経理担当者のものである。当社では、雇用保険料だけ控除し、厚生年金保険料は控除しないような取扱いは考えられない。」との証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和58年5月1日から同年9月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和58年4月11日から同年5月1日までの期間については、申立人がA社に継続して勤務していたことを証言する者が確認できない上、雇用保険の記録が同年4月10日離職とされており、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和58年5月から同年8月までの標準報酬月額については、同年9月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないと回答しており、そのことは事業所から提出された資格取得届の控えからも、社会保険庁の記録どおりの日付で提出されていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年5月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人に係るA社における標準報酬月額は、昭和57年2月から同年9月までは9万8,000円、同年10月から58年3月までは24万円、同年9月から59年9月までは9万8,000円、同年10月から60年9月までは24万円、同年10月から62年9月までは22万円、同年10月から63年8月までは24万円となっている。

しかし、申立期間①のうち昭和58年5月1日以降の期間に、申立人はA社に継続して勤務し、58年5月から同年8月までの厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められることから、同年10月の定時決定時に、申立人の標準報酬月額も同僚と同じく改定されていたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和58年10月から59年9月までの標準報酬月額の記録については、58年3月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険庁で記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料しか納付していないと回答しており、そのことは事業所から提出された資格取得届の控えからも、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額で提出されていることが確認できることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月から6年9月までは41万円、6年10月から7年9月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から7年10月26日まで

社会保険事務所の管理している記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額よりも低額である。源泉徴収票等を添付するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入社当初から毎月40万円程度の給与をもらっていたと主張し、その金額とほぼ合致する源泉徴収票を所持している。また、申立人を含む3名の取締役員について、平成7年10月11日に2年前にさかのぼって標準報酬月額を減額していることが確認できるが、申立人の主張及び元同僚の証言から、A社は当時大手取引先の倒産等により経営状態が悪化しており、そのためこのような処理を行ったことが推認できる。

なお、申立人は、平成5年から当該事業所の取締役員となっていたが、申立人の職種は現場監督であり、会社の業務執行や社会保険事務について権限を有していたとは言えず、社会保険事務所で管理している厚生年金保険の標準報酬月額と、給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額とが相違していることは、申立期間当時は知らなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、社会保険事務所が管理する標準報酬月額記録と、申立人が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額とが相違しているものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年分の源泉徴収票及び社会保険事務所で決定されていた訂正前の算定基礎記録から、平成4年3月から6年9月までは41万円、6年10月から7年9月までは30万円とすることが妥当である。

一方、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人の標準報酬月額に係る訂正届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの一連の届出を行っており、その結果、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について、申立人が給与から控除されていた厚生年金保険料に相当する標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良国民年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から51年11月まで
昭和40年1月ころ、当時住んでいたA市の区役所出張所で国民年金に加入し、保険料は3か月に1回振込用紙で支払っていた。昭和47年5月に別の区に引っ越した後も、振込用紙を使って引き続き納めていたのに記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年以降振込用紙（納付書）を使って保険料を納付していたとしているが、A市が納付書の発行を開始したのは、48年4月からであり、40年当時から納付書で納付していたとする申立人の主張は不自然である。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月10日に払い出されていることが確認でき、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当する納付の記録は無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間中に国民年金保険料を納付していたのであれば、昭和52年に再度加入する必要は無く、当時の資格種別が任意加入である申立人は、そのころ初めて国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月

私が20歳になった月に、母親がA市役所出張所へ行き、窓口で国民年金の加入手続と1か月分の保険料納付をしました。兄と妹の国民年金については20歳から納付済になっているのに私の納付記録では誕生月の1か月分が未納になっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の20歳の誕生月である平成6年10月にA市役所出張所の窓口において加入手続を行い、1か月分の保険料を納付したとしているが、社会保険事務所で保管されている国民年金手帳記号番号払出簿に記載のある最終の番号は、平成8年2月9日に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号はその最終番号より大きい番号であることからその最終番号以降に払い出されていることが推察できることから、申立人の母親が平成6年10月の誕生月に手続をしたとするのは不自然である。

また、申立人は、平成6年11月から7年3月までの期間の保険料は8年12月26日に、7年4月から同年9月までの期間は9年1月13日に過年度納付により納付していることが確認でき、この時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない上、過年度保険料についてはA市役所出張所窓口で納付することはできず、A市が発行する納付書で納付することもできない。

さらに、A市において保管している申立期間に係る国民年金収滞納一覧表に申立人の氏名は確認できず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年2月までの期間及び同年3月から53年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から51年2月まで
② 昭和51年3月から53年4月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料納付記録について照会申立書を提出したところ、納付記録は見当たらないとの回答をもらった。昭和49年1月末で退職した後、国民年金の加入手続をして、保険料を納付したはずである。空白期間があることは納付できないので、再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月末に退職した後、国民年金に加入し、同年2月から国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は53年6月1日に払い出されたことが確認でき、申立人は国民年金の任意加入被保険者であることから、さかのぼって加入することができず保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び納付状況についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年4月までの期間及び同年9月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年11月から46年4月まで
② 昭和46年9月から49年12月まで

友人から、特例により過去5年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができることを聞いた。25年間保険料を納付したら年金を受給することができるらしく、早く保険料を完納したいという思いもあり、昭和50年の夏か秋にA市役所B出張所において5年分の保険料として約5万円を納付した。領収書は受領したと思うが、昭和54年に引越しを行った際に関係書類はほとんど紛失した。私に特例納付について教えてくれた友人は保険料を特例納付し、その期間の年金記録はある。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の夏か秋に申立期間の国民年金保険料をA市役所B出張所において特例納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は52年4月12日に払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に対し別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には申立期間の保険料を特例納付した旨の記載は見られない。

また、申立期間当時、A市役所B出張所の窓口では現年度保険料について納付することは可能であったものの、市役所及び市役所出張所の窓口において特例納付など過年度分の保険料を納付することは制度上不可能である上、

A市では過年度分の保険料を収納することについては否定している。

さらに、申立人は、昭和 50 年からさかのぼって過去 5 年分の保険料として約 5 万円を特例納付したと主張しているが、昭和 46 年 5 月 1 日から同年 9 月 4 日まではC事業所における厚生年金保険の加入記録がある上、申立期間を納付するために必要となる保険料額を試算すると最高で 38,250 円となり、申立人が納付したとする金額と一致しない。

加えて、申立人は、特例により過去 5 年分の保険料をさかのぼって納付ができることを友人から聞いたとしているものの、特例納付ができる期間は 5 年分に限らない上、その友人は申立人に特例納付のことは話したものの、5 年分の保険料をさかのぼって納付ができると話したことは憶えていないとしている。

その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 40 年 9 月まで

会社を退職したため国民年金の加入手続をしたと思うが、加入手続の方法やその後の保険料納付の方法については覚えていない。また、申立期間中に会社勤めをしていたが、社会保険事務所の期間調査で厚生年金保険の記録は無いとの回答をもらったので、厚生年金保険でないのなら国民年金に加入しているはずだと思う。定年退職後のことを考えて必要なことはしていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いこと、申立人は国民年金手帳を所持していないこと、及び申立人に加入手続の明確な記憶が無いことなどから、申立人に対して国民年金の加入手続が行われたとは言い難い。

また、申立人は、申立期間の保険料納付の方法や時期、保険料の金額について覚えていないとしており、具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた家族の中には、国民年金保険料を納付していた者はおらず、その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる知人も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から47年3月まで
家計を管理していた夫の母が、夫と私の国民年金保険料を納めてくれたはずなのに、私だけ未納の期間がある。町内の班ごとの集金により納付していたと思うので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が、申立人の夫の保険料納付に合わせ申立人の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義母は既に死亡しているため、当時の状況について証言が得られず、国民年金保険料の納付状況については不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月18日に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付できず、過年度納付又は後年実施された特例納付により保険料を納付する必要があるが、申立人が主張する町内の班ごとの集金において、過年度保険料又は特例納付保険料を納付したとは考え難い上、申立人自身もそのような納付方法により保険料を納付した記憶は無い。

さらに、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間にかかる申立人に該当する記録は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人には国民年金の加入手続の記憶が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和44年ころからA市B町のC氏宅において、住み込みで大工の修行をしていた。20歳以降の国民年金保険料については、大工の棟梁であったC氏の奥さんが収入のない私の代わりに支払ってくれていた。昭和44年4月から3年間未納になっているとのことだが、納めていてくれていたはずなので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にかかる国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時大工の棟梁であったC氏の妻が納付してくれたと主張しているが、A市が保管している国民年金被保険者台帳によると、申立期間の昭和44年度から46年度までの備考欄に未納と記入されており、その大工の棟梁夫妻の国民年金保険料の納付状況についても、申立期間のうち44年4月から46年3月までの2年間で夫婦共に保険料が未納であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿等から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和47年5月29日と確認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により一部納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の親族である大工の棟梁の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関係資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から29年5月21日まで
昭和21年4月から29年5月までA社で勤務した。厚生年金の加入期間について照会したところ、脱退手当金を受け取ったことになっている。脱退手当金を受け取った覚えがないので、厚生年金保険の加入記録を戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センター保管の旧被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、記載されている支給金額及び支給年月日の記録は社会保険庁のオンライン記録とも一致するとともに、支給額に計算上の誤りはない。

また、旧台帳には「B社会保険出張所」と記載されており、脱退手当金の支給事務手続が当時A社が所在していたC市D区を管轄するB社会保険出張所で行われたことが確認でき、「E庁の近くに脱退手当金を受取りに行った」との元同僚の証言からも同所で脱退手当金が支給されていたことが推認される。

さらに、申立人の旧台帳及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままではあるが、「結婚後しばらくして、脱退手当金を受給した」と証言する元同僚も、申立人と同様に婚姻後の受給でありながら、氏名の変更処理は行われていない。他方、事業所からは脱退手当金について退職者への説明を行うとともに、社会保険事務所への代理請求を行っていたとの証言があること及び事業所別被保険者名簿から任意に抽出した昭和25年8月から36年12月までに資格喪失した20名の女性の受給資格者のうち、受給した者が12名いたことから、事業所の脱退手当金の代理請求が

あった事情がうかがえる。

さらに、申立人から聴取してもほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで
② 昭和 50 年 6 月 26 日から 52 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 41 年に大学を卒業後、父が経営していた A 社へ就職し引き続き勤務した後、52 年 10 月に知人が経営している会社に転職した。

昭和 41 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで及び同年 6 月 26 日から 52 年 10 月 1 日までの期間が抜けているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人が勤務していたとする A 社は申立人の父親が事業主であることが確認でき、申立人が、同社に勤務していたことは、申立人が述べている勤務内容から推認できる。

また、同名簿及び社会保険庁の被保険者記録から、同社は昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険適用事業所として適用されていることは確認できるものの、当初から勤務している事業主である申立人の父親の氏名は確認できず厚生年金被保険者として加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立人については、社会保険事務所で保管している同社の被保険者原票により、昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、申立期間①及び②に係る申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が入社した 3 年後には申立人の弟が入社し、申立人が昭和 45 年 3 月の結婚後には申立人の妻も同社に勤務していたとしているが、二人とも厚生年金保険の加入は申立人と同日の 50 年 5 月 1 日であることが同原票

により確認できる上、申立人夫婦は同年6月26日に資格喪失となっている。

その上、申立期間当時は、経営者である父親は、同社において厚生年金保険に加入しておらず、申立人の母親についても申立期間の加入記録は無く、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、同社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年(月日不詳)から37年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得ました。

私の実父が設立したA社に支配人として継続勤務していました。昭和33年の法改正後、しばらくして社会保険に加入したはずですが、保存されている決算報告書には社会保険料が計上されていますので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は適用事業所として管理されていないが、申立人から提出された申立期間に係る決算報告書には、営業費の内訳として法定福利費は見当たらないものの社会保険料及び福利厚生費の勘定科目が確認できる。

しかし、申立期間におけるA社での社会保険に適用されている正確な被保険者数及びその被保険者の標準報酬月額が不明のため、当該事業所での社会保険料を算定することができず、申立期間の期初も特定することができない。

また、勘定科目ごとに全ての取引を記載する勘定口座を集めた帳簿である総勘定元帳を申立人は紛失したため保管していないと述べており、決算報告書の作成に関与したとされる税理士は死亡し詳細が不明のため、提出された決算報告書をもって、直ちに厚生年金保険料が控除されている根拠とすることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録によると申立人夫婦は昭和36年度の国民年金の保険料が納付されている記録がある上、同事務所で保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると当時住み込みで働いていた従業員も申立人

夫婦と連番で国民年金手帳記号番号が 36 年に B 市において払い出されており、当時 A 社は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことから国民年金に加入したと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 (月日不詳) から 37 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得ました。

私の義父が設立したA社に事務員として継続勤務していました。昭和 33 年の法改正後、しばらくして社会保険に加入したはずですが、保存されている決算報告書には社会保険料が計上されていますので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は適用事業所として管理されていないが、申立人から提出された申立期間に係る決算報告書には、営業費の内訳として法定福利費は見当たらないものの社会保険料及び福利厚生費の勘定科目が確認できる。

しかし、申立期間におけるA社での社会保険に適用されている正確な被保険者数及びその被保険者の標準報酬月額が不明のため、当該事業所での社会保険料を算定することができず、申立期間の期初も特定することができない。

また、勘定科目ごとに全ての取引を記載する勘定口座を集めた帳簿である総勘定元帳を申立人は紛失したため保管していないと述べており、決算報告書の作成に関与したとされる税理士は死亡し詳細が不明のため、提出された決算報告書をもって、直ちに厚生年金保険料が控除されている根拠とすることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録によると申立人夫婦は昭和 36 年度の国民年金の保険料が納付されている記録がある上、同事務所で保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると当時住み込みで働いていた従業員も申立人

夫婦と連番で国民年金手帳記号番号が 36 年に B 市において払い出されており、A 社は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことから国民年金に加入したと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から60年11月まで

昭和53年1月より60年11月まで、A社で勤務した。給料から社会保険料が控除されていたか、会社で健康保険証の交付を受けたかよく憶えていないが、厚生年金保険に加入していたかもしれないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社については、昭和56年11月21日の時点で存在していたことが、市役所の保管する資料より認めることができるとともに、63年12月8日に商業登記していることも確認でき、また、同社の元代表者の妻の証言により申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、同社が昭和63年12月8日から平成8年6月3日に登記閉鎖するまでの期間には厚生年金保険の適用事業所として確認できず、これ以前においても当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、同社の元代表者の妻は、「同社が厚生年金保険に加入していた記憶は無く、元代表者にも同社にかかる厚生年金保険の加入記録は無い。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 11 日から 43 年 6 月 30 日まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、過去の厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を支給した表示があるとのことだが、自分としては受給した記憶は無い。脱退手当金の支給日や支給金額を示されても、自分自身に記憶が無いので納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和 49 年 5 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から意見聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月18日から35年10月13日まで
私は、A社で勤務した昭和28年6月18日から35年10月13日までの期間の脱退手当金をもらっていないし、脱退手当金の申請書も記入していない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に算入されることを希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿により確認できる女性被保険者の記録をみると、申立人の資格喪失日である昭和35年10月13日の前後2年間で資格喪失した者30名のうち28名に脱退手当金の支給記録があり、すべての者が資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、旧被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和35年12月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月ごろから 28 年 7 月 14 日まで
中学 2 年か 3 年の時の転校を機に学校に行っていなかったが、昭和 24 年 7 月（中学 3 年夏）ごろに父親が工場長を務めていた A 社に就職した。1 日 9 時間勤務の正社員であり、印刷機械の組立の仕事をしていた。

A 社では 4 年余り勤務したが、取引先の社長の紹介で昭和 28 年 10 月に B 社に転職した。転職できたのは、A 社で 4 年余り働いて、印刷機の組立・設置の技術を習得していたからであり、その技術は 3 か月間で習得できるものではない。3 か月しか厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人が勤務に至る経緯及び勤務状況等に関する申立内容から、申立人が申立期間において、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所に保管されている同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は昭和 28 年 7 月に資格取得し、同年 10 月に資格を喪失していることが確認できる上、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人が申立期間について被保険者資格を取得した形跡は確認できない。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日は、昭和 28 年 7 月 15 日となっており、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、中学生が入社するという申立人の特殊な状況を考え合わせると、同社では、厚生年金保険の取扱いにおいて、通常とは異なる取扱いを行っ

ていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。